

# 懐徳堂における町人の学問

森 川 潤

(受付 2019年5月21日)

はじめに

古代にかわつて、人の風俗次第奢になつて、諸事其分際よりは花麗を好み、殊に妻子の衣服、また上もなき事共、身の程しらず、冥加をそろしき<sup>1)</sup>。

寛文年間(1661~1673)に西廻り航路が整備され、大坂を中心とする全国的な商品流通経路が成立する。大坂は、「日本国中船路の枢要にして財物輻輳の地」になる<sup>2)</sup>。大坂は、「日本国中の賄所」とも、「台所」とも呼ばれる。大坂商人は、智恵と才覚によって全国規模で自由な営利活動をいとなみ、財力をたくわえる。西鶴(1642~1693)の時代には、江戸幕府草創期とはことなり、町人のあいだに奢りがはじめ、身分不相応な華麗さをこのむようになる。幕府は、奢恣におちいりがちな町人の生活や思考に危機感をいだき、しばしば儉約令を公布する。宝永2(1705)年、豪商淀屋が5代辰五郎のとき、驕奢な生活が町人の身分にすぎたものとして幕府から闕所を命じられた事件は、大坂町人を震撼させる。

享保9(1724)年5月、五同志と呼ばれる大坂の町人が、三宅石庵のために資金をだしあい、大坂尼崎町に塾舎を建てる。五同志は、いずれも石庵の門生として儒学をまなぶ大坂商人である。この私塾は懐徳堂と名づけられるが、享保11(1726)年6月、将軍吉宗の庶民教化策のもとで、幕府から「免許」をあたえられ、大坂学問所として公認される。

小論では、懐徳堂が、どのような経緯で幕府の「免許」を取得し、幕府公認の大坂学問所として、どのような役割を演じたのか、検討する。

## I. 幕府の免許

### 1) 懐徳堂の誕生

100万都市江戸では、人口の半数を武士が占めるが、大坂では、武士といえば、大坂城代、城代のもとで政務にたずさわる大坂在勤の幕府諸役人、幕府から派遣される東西の奉行、在坂世襲の与力や同心、諸藩の蔵屋敷の留守居役や蔵役人だけである。

大坂は、「文化や学問に縁の薄い町」であった<sup>3)</sup>が、17世紀後半のころから、大坂でも儒学の土壌が育まれる。大坂儒学については、「文學の浪華に行はるゝ持軒を以嚆矢となす」といわれる<sup>4)</sup>。持軒、すなわち五井持軒は、寛永18(1641)年2月、大坂に生まれる<sup>5)</sup>。15歳のころ京都に遊学し、10年あまりとどまる。京都は、五山の学風を継承した儒学、すなわち朱子

学の中心であった。持軒は、寛文10（1670）年に大坂にかえり、講席をひらく。「<sup>がくよう こまう</sup>學庸語孟」をくりかえし講じたために、「<sup>ししよや</sup>四書屋加助」とあだ名される。「四書」という概念は、宋代以降のものである。『論語』、『孟子』とともに、『礼記』の大学編と中庸編を抜粋した『大学』、『中庸』を「四書」として教説の中核にすえたのは朱熹である。持軒は、伊藤仁斎の子東崖、貝原益軒、三輪執斎といった儒者と「<sup>もんじ まじはり</sup>文字の交」をもつ<sup>6)</sup>。持軒が私塾をいとなんでいるあいだに、朱子学と反朱子学（古学派）という「儒流」の認識も芽生える。持軒は、「初宗\_宋儒\_晩有\_所見\_不\_拘守\_」ようになる<sup>7)</sup>。持軒は、あらたな学統・学派が生まれ、それらの学説に接するうちに、朱子学に拘泥しなくなる。持軒は、享保6（1721）年閏7月に没するが、その間、大坂の町人層に儒学が浸透する。持軒の学風は、三男の蘭洲、蘭洲に師事した中井竹山と履軒の兄弟にうけつがれる。持軒が京都遊学中にきずいた交友関係もうけつがれる。

元禄13（1700）年、三宅石庵が大坂尼崎町に塾をひらく。石庵は、寛文5（1665）年正月、京都三条の能楽師の家に生まれる<sup>8)</sup>。石庵は、弟観瀾とともに崎門三傑のひとりである浅見綱斎に師事する。元禄11（1698）年、ふたりは江戸におもむき、石庵は私塾をひらき、生計をたてる。観瀾は幕府儒官の木下順庵に入門し、翌年、水戸藩に仕官する。宝永7（1710）年閏8月には彰考館総裁に就任する。明暦3（1657）年には『大日本史』の編纂がはじまっていた。観瀾は、翌正徳元（1711）年3月には、新井白石の推挙により室鳩巢とともに幕府の儒官に登用される。観瀾は木門十哲のひとり、室鳩巢は木門五先生のひとりである。石庵は、元禄10（1697）年に京都にもどるが、讃岐にまねかれ、4年間すごす。その後、大坂にうつる。すでに高齢になった持軒の門人のなかには、石庵塾にうつるものもいた。石庵は、享保9（1724）年3月の妙知焼と呼ばれる大火により平野郷に避難する。

享保9（1724）年5月、五同志と呼ばれる好学の商人が、師として慕う三宅石庵のために資金をだしあい、大坂尼崎町に塾舎を建てる。中村良斎（三星屋武右衛門）は、延宝2（1674）年に大坂安土町に生まれ<sup>9)</sup>、賃貸業をいとなむ。長老として五同志のまとめ役になるが、享保17（1732）年に他界する。富永芳春（道明寺屋吉左衛門）は、天和4（1684）年、大坂に生まれ、醤油醸造業にたずさわり、当時の大坂でも有数の大商人のひとりになる。芳春は、懷徳堂創建のさいに尼崎町の隠宅敷地を提供する。元文4（1739）年に没する。長崎克之（船橋屋四郎右衛門）は、毛綿問屋業をいとなむ。生没年は詳らかではない。吉田可久（備前屋吉兵衛）は、元禄6（1690）年に大坂に生まれ、材木問屋をいとなむ。息子吉兵衛も懷徳堂の運営にかかわっただけでなく、石庵の門生でもあった。中井鋆庵は、吉田可久の居候であったこともある。明和4（1767）年に長逝する。山中宗古（鴻池又四郎）は、元禄5（1692）年に堺に生まれる。豪商鴻池の分家として諸大名の蔵元や掛屋をつとめる。宗古の子宗貞、宗貞の子宗通（正作）も、懷徳堂の運営にかかわっただけでなく、石庵の門生でもあ

る。宗古は、宝暦4（1754）年に63歳で死去する。かれらに共通するのは、ひとつは石庵に入門するまでに持軒などのもとで習学した経験がある点である。もうひとつは、生涯、学習者として懐徳堂でまなんだことである。かれらは、土地家屋をもつ、資産のある本町人である。

石庵は、同年11月、大坂尼崎町にうつる。塾舎を懐徳堂と名づけ、門生をうけいれる。懐徳堂の玄関には、3条からなる「定」<sup>10)</sup>が貼りだされる。石庵が五同志と協議したうえで懐徳堂の基本方針としてさだめたものである。第1条には、「学問は忠孝を尽し職業を勤むる等の上の有之事にて候講釈も唯右之趣を説きすゝむる義第一に候」とするされる。町人は、「忠孝を尽し」、「職業を勤むる」ことが義務である。「学問」の行為主体は町人である。懐徳堂における町人の「学問」とは、どのようなものであろうか。

石庵は、享保15（1730）年7月に没するまで30年にわたり大坂で講じる。石庵の「学問」は、大坂町人に支持され、町人社会に根をおろす。香川修徳（太仲）は「三宅石菴ノ學問ハ、俗門ニヌエ學問と云ヘリ。其言ニ云ク。頭ハ朱子、尾ハ陽明、其鳴ク聲仁齋ニ似タリ」と評する<sup>11)</sup>。修徳は、18歳のとき、元禄13（1700）年ころ京都に遊学し、古医方の大家後藤良山について研鑽するかたわら、師の勧めにしたがい伊藤仁齋のもとで儒学をおさめる。のちに儒医一本説を唱える。修徳には、石庵の儒学は「ヌエ学問」にほかならない。「ヌエ学問」とは、朱子学を基盤としながら、学統・学派にこだわらず、陽明学や古義学の長所を取り入れようという折衷的な学風を意味する。並河誠所、井上赤水、五井蘭洲が助講に採用されたのは、受講生が増加したからである。並河天民の兄の誠所は、伊藤仁齋に師事する。蘭洲は東崖のもとでまなぶ。

## 2) 幕府「免許」

大坂の町人によって創設された懐徳堂は、享保11（1726）年に幕府から大坂学問所に認可される。幕府は、どのような経緯で大坂の私塾に公認の「免許」をあたえたであろうか。また、懐徳堂は、どのような事情により「免許」を得ることになったであろうか。

まず、幕府はどのような経緯で懐徳堂を大坂学問所として認可したであろうか。將軍綱吉は、みずから経書の講読会を主宰しただけでなく、儒学を奨励する。綱吉は、元禄（1688～1704）初年、林家の上野忍岡の敷地にあった聖堂を湯島に新築移転し、林家の私塾も湯島聖堂の敷地にうつす。元禄4（1691）年には、林家の第3代当主信篤（鳳岡）は蓄髪を命じられ、諸大夫・小性組番頭格に任ぜられる。信篤以後、林家は武家社会の身分的序列のなかに組み入れられ、儒学振興の一端をになう。

享保元（1716）年、吉宗が將軍職につき、幕政改革にとりくむ。その一環として儒学奨励策を具体化する。翌享保2（1717）年7月、林信篤に昌平黌仰高門で毎日、「士庶農商」のた

めに経書を講じるよう命ずる。林家の儒者は、毎日二席、「四書」のほか、『近思録』、『孝教』、『小学』を講じる<sup>12)</sup>。享保4（1719）年には、林家に対抗する木下順庵門下の儒者が幕命により京都の公家高倉家の江戸屋敷で講釈をはじめた。

吉宗の時代には、すでに伊藤仁斎が「復古説」をとって、朱子学に批判的な姿勢を鮮明にする。木門五先生のひとりである室鳩巢は、享保10（1725）年、奥儒者として吉宗に仕えることになるが、吉宗の下問にたいし、伊藤仁斎について「學問は異學と被<sub>レ</sub>存候」と述べ、「學問は程朱の學を正統と仕事に御座候」<sup>13)</sup>という認識をしめす。吉宗は学派的対立には関心をしめさないが、当時の儒者には「異学」、「正統」といった意識が芽生えていた。

吉宗は、民衆教化にもとりくむ。吉宗は、享保6（1721）年、鹿児島藩主島津吉貴から『六論衍義』を献上される。「六論」は、明の太祖朱元璋が洪武31（1398）年に民衆教化のために公布した勅諭である。清代初めのころ、范鋐が「六論」を解説した『六論衍義』が、琉球から島津家につたえられる。吉宗は、白話、すなわち中国の口語体につづる荻生徂徠に訓点をほどこすよう命じ、享保6（1721）年に官版として出版する。徂徠は、將軍綱吉側近の柳沢吉保につかえていたが、すでに在野の儒者であった。『六論衍義』に加点したとしても、庶民には難解であるために、幕府儒者の室鳩巢によって仮名書きに書き改められ、翌享保7（1722）年に『六論衍義大意』として板行される。『六論衍義大意』は、江戸府内の手習師匠に配布され、手習手本として使用される。大坂でも、文化のはじめごろ、町奉行平賀貞愛によって同書が板行され、寺子屋師匠に頒布される。『六論衍義大意』は、封建的身分制を再編・強化するための不可欠の教訓書として諸藩に流布する。

幕府は、民衆教化の一環として、享保8（1723）年、菅野兼山に資金と校地をあたえ、本所深川に会輔堂をひらかせる。兼山は、京都で伊藤仁斎や崎門三傑のひとりの三宅尚斎にまなび、江戸で私塾をいとなんでいた。幕府は、「忠孝の筋」を説き聞かせるために、江戸だけではなく、「京大坂杯の地」にも公認の学問所を設置しようと企図していた<sup>14)</sup>。

石庵と親交がある三輪執斎は、江戸で私塾をひらいていたが、幕府の意向を知る。石庵は「徳義衆人の服し候人柄」であるが、「免許」を願うような人物ではない。執斎は、中井鷲庵に「願出候ハ、無相違可被<sub>レ</sub> 仰付趣」であることをつたえ、同志にもはかるようつたえる。執斎は、寛文9（1669）年、医業をいとなむ沢村自三の子として京都に生まれる。貞享3（1686）年に江戸におもむき、山崎闇斎門の佐藤直方に入門する。執斎は、朱子学の徒でありながら陽明学に傾倒し、やがて「藤樹先生の再生」といわれる<sup>15)</sup>。元禄10（1697）年、京都にかえり、大坂にうつる。執斎は、享保元（1716）年、ふたたび江戸におもむき、日本橋、飯田町などに住み、下谷泉橋に明倫堂をひらく。執斎は、「嘗て石庵と共に京都の學舎にまなんだ」<sup>16)</sup>といわれる。執斎は、石庵の招請に応じ、草創期の懷徳堂に出講したことがあるともいわれる<sup>17)</sup>。ふたりが京坂に同時にいたのは、石庵が大坂尼崎町で私塾をひらいた元



禄13（1700）年から、執斎がふたたび江戸におもむいた享保元（1716）年までのあいだである。ふたりは、懷徳堂が創建される享保9（1724）年以前に、石庵が大坂に塾をひらいたころに知り合ったであろう。石庵の門生であった中井斂庵とも相識の間柄である。

幕府の「免許」については、石庵は消極的であり、五同志のあいだでも意見がわかれていた。斂庵は、石庵に内密に「免許」を得るために奔走する。五同志の富永芳春と吉田可久は、斂庵に協力する<sup>18)</sup>。斂庵は、懷徳堂創設のとき、32歳であった。斂庵が幕府の「免許」に執着したのは、どのような理由であろうか。

五同志も斂庵も石庵の門人であるが、五同志は経済的に恵まれた商人である。斂庵は落魄したとはいえ、武士の家系の出である。斂庵が儒者として身をたてるために学問に専念したのにたいし、五同志は裕福な商人としての教養を身につけるために、余暇に石庵のもとでまなぶ。斂庵は、学問的に石庵の高弟であり、後継者としての資質もある。懷徳堂の講舎をつくり、基金を拠出し、その運用利益により、懷徳堂の経営管理にあたったのは、五同志である。聴講者の謝儀を儒者に配分するのも、五同志である。石庵をはじめとする儒者は、五同志に雇用される立場である<sup>19)</sup>。

享保11（1726）年6月、斂庵は奉行所に召し出され、東町奉行の鈴木飛騨守利雄と西町奉行の松平日向守勘敬から「願の通」聞き届けられた旨をつたえられる。尼崎町の懷徳堂の敷地は「諸役御免除地」、すなわち地子免除・無役の土地に認定される。斂庵には「學問所御免許の節被下置候兩御奉行御連名の御書付」も手交される（學問所建立記録）。あらたに「御代地」が下賜されることになるが、適当な代地が見つからないまま、石庵の没後、代銀で支払われることになる。懷徳堂の敷地は、あらためて永代拝領地になり、斂庵が「學問所預り」、すなわち預り人に任じられる。

懷徳堂は、大坂学問所として、諸特権にあずかる。第1に、懷徳堂は「諸役御免除地」に認定されたことにより、町年寄の管轄から脱却する。大坂は、北組、南組、天満組の三郷からなり、東西の大坂町奉行が管轄する。三郷惣年寄のもとで自治がみとめられ、各町の年寄が日常的な公事をとりあついていた。懷徳堂は、人別帳も町方とは別証文になり、申請や報告なども尼崎町の町年寄を経ることなく、直接に奉行所に届けでることになる。大坂町奉行は、老中の支配に属する。

第2に、学務を統括する学主は帯刀御免の特権をみとめられる。近世社会では、帯刀は支配階級の武士にだけゆるされ、被支配階級の庶民とをわかつ重要な基準である。帯刀をゆるされる大坂商人もいたが、綱吉の時代には、身分規制がつよまり、帯刀を取り消されることもあった。大坂学問所の学主について石庵は帯刀をみとめられる。幕府との交渉にあたった斂庵が預り人として大坂町奉行との渉外にあたる。斂庵だけが「大坂町奉行」につながり、その先の「公儀」にむすびつく。大坂町人の同志は関与できない。町人が設置し、運営する懷徳

堂では、同志と儒者の合議により諸事が決定されていたが、同志と儒者の関係は変化せざるを得ない。

幕府の「免許」を得た大坂学問所は、「未々無退轉様ニ而可相勤」ことがもとめられる。私的な学塾であれば、その永続性は保証されない。ほとんどの私塾は、後継者がたえれば一代限りで消滅する。懐徳堂は、もはや私的な施設ではなく、幕府に永続性を保証された存在である。富永芳春と吉田可久というふたりの同志が塾庵に賛同し、行動をともしたは、塾庵との個人的な関係もあったであろうが、懐徳堂を永続的な存在に変容させたいという塾庵の意向に賛同したからであろう。

## II. 教化システム

### 1) 懐徳堂定約の協定

享保20(1735)年7月、「懐徳堂定約」<sup>20)</sup>が成立する。「當地學問所ハ、享保十一年四月、中井忠藏御願申上、同六月御免許の旨被仰渡候」という書きだしである。中井塾庵が浄書し、三宅春楼と9名の同志が署名する。幕府から「免許」を得てから10年の歳月がながれていた。「懐徳堂定約」には、三宅石庵の愛弟子である中村良斎が起草した原案があった。石庵と同志は、教学の方針や運営に関する申し合わせ事項を明文化するために「門弟四五輩」も「試書」を作成する。しかし、石庵、良斎の存命中には、「未定」稿のまま放置されていた。それは、石庵の「御了簡」もあり、幕府の「免許」をめぐる確執が感情的な痼として残っていたからであろう。享保15(1730)年7月に「免許」取得に難色を示していた石庵が他界し、享保17(1732)年には中村良斎が没する。

石庵が亡くなったさいにも、同志のあいだには後任学主の選任をめぐる確執が生じる<sup>21)</sup>。長崎克之が石庵の嫡子である春楼を学主に推し、富永芳春が塾庵を支持するという構図である。春楼は正徳2(1712)年の生まれで、19歳にもみたくない。塾庵が学主に選任される。長崎克之は、世話役を引退し、塾庵と絶交する<sup>22)</sup>。塾庵の没後、春楼が学主についたとき、長崎克之が世話役に復帰したのは偶然ではない。同志のなかに、師家の後嗣ではなく、同門の塾庵が学主に就くことに反発があったことは否めない。

「免許」取得のために奔走した塾庵は、「懐徳堂定約」を確定するために、中村良斎の原案や同志の「試書」を参看し、「草案」を起草する。「懐徳堂定約」は、懐徳堂という組織の内規であるばかりでなく、幕府、大坂奉行所にたいしては教学方針に関する報告書の性格をもつ。塾庵は、石庵とも親交がふかかった三輪執斎に「草案」の査読を依頼する。塾庵に幕府「免許」の取得を促した執斎から、「此通に相定可然」という回答を得る。同志のなかには、執斎の教えをうけたものも少なくない。

同志が、「草案」に合意したのは、第1に、草創期の五同志が亡くなったり、老齢化したり

し、世代交代がすすんだからである。かれらの子や孫の世代が中心になり、塾庵にたいする反感がうすれたことが、「定約」の成立をうながす。第2に、同志は大坂町人を教導する役割の一端をゆだねられたことに充足感をおぼえる。宝永2（1705）年の淀屋闕所事件により、大坂町人は幕府の威圧的な姿勢に恐れをいだき、身をまもり、家をまもる方策を模索していた。同志は、おなじ大坂町人に寄り添うことができる。第3に、学主の選任について、審査基準が明示され、同志はそれに異論をさしはさむ余地はなかった。

後來學主たる人退出、其後學主と頼可申人有之候ハ、最初諸同門打寄相談致し、學問行跡承合、一決之上、（中略）尤諸同門崇敬致、萬事指圖を受候様可仕候事

附り、其任に不當人を學主に招請致間敷候ハ不及申候へ共（以下略）

学主の選任にさいして、「諸同門」、すなわち懷徳堂の儒者と同志は会同し、学主候補者の「学問行跡」を審査する。審査基準は、「学問」と「行跡」である。「学問」が儒者と同志を画然と分かち。儒者は、儒学の古典テキストをまなび、「身を家國天下迄之治かた」、すなわち修己治人の道を「修行」していた。教化にたずさわる以上、「行跡」も問われる。私塾であれば、塾主の後嗣があとをうけつぐのが当然であろうが、幕府公認の学問所には世襲制は適用されない。審査基準が明示されたことにより、塾庵の大坂学問所の学主就任が追認されることになる。

「懷徳堂定約」は、従来の儒者と同志の関係を構造的に変えるものである。

此學問所ハ少分の義なから

公儀を免許被下候事ニ而候、先學問所をは君と心得、時之老先生をは國師國老など、心得、其外講師・讀師・諸同門ハそれぞれの役人と心得、上下尊卑持合て用を調ひ候所、公なる味を合点仕申度候、ケ様之心得ハ學者のよき修行かと存候

懷徳堂は規模は小さいが、「公儀」から「免許」をうけた学問所である。学問所の講舎地は、「諸役御免除地」であるだけでなく、永代拝領地でもある。学問所には、幕藩体制の縮図がみられる。学問所は「君」、すなわち主君、学主は「国師国老」、すなわち主君から統治権をゆだねられた国家老、以下、講師、句読師、同志はそれぞれの「役人」とみなされる。大坂町奉行は、旗本のなかから任命され、老中の支配下にあり、在坂世襲の与力と同心を配下におく。幕府や諸藩の支配構造が懷徳堂に適用される。

「上下尊卑」という身分秩序をもちこむことにより、懷徳堂の内部の序列が明確にされる。「上下尊卑」の身分秩序は、学主を頂点とし、預り人、助講、句読師、同志へとつながるヒエラルキーを生みだす。「公なる味」が身分秩序をなしたたせる。塾庵は、学主についたのちも預り人を兼務する。預り人は、永代拝領地の管理者でもある。塾庵は、学主として帯刀を許され、預り人として大坂町奉行をとおして幕府とつながる。懷徳堂の門前にたてかけられた葵の紋の高張提灯は、町方にたいして権威を誇示するだけでなく、学問所の内部にむけて、

学問所を統括する学主を権威づける。儒者と同志が合議により学主を選任する形式はこのころが、学主は「公儀」に権威づけられた地位である。「諸同門」は、選任した学主を崇敬し、「萬事指圖を受候様」しなければならない。

## 2) 儒者の地位

「免許」を喪失すれば、懷徳堂はたんなる私塾にほかならない。斃庵は、年頭、八朔、奉行の代替わりのさいには、献上品をたずさえ大阪町奉行所に出むき、みずから獲得した懷徳堂の「免許」について確認していた。

宝暦 8 (1758) 年 6 月、斃庵が没し、翌 7 月、斃庵の遺言により春楼が学主につき、斃庵の嫡子である竹山が預り人になる。竹山は、預り人として大阪町奉行所との折衝にあたらなければならない。竹山は、まず、学主、すなわち大坂学問所の名義人の変更を奉行所に届け出なければならない。親交がある西町奉行所与力に手続きについて照会すると、町年寄を介し、口上書をさしだすよう返答がよせられる。竹山は、尼崎町の町年寄を介し、学主交替を奉行所に届け出る<sup>23)</sup>。「諸役御免除地」に認定されていた懷徳堂の講舎地は、何代かの大坂町奉行の交替により、奉行所には「免許」の認識もなくなり、町方に組みいれられていた。竹山は、幕府に「免許」を追認させるために「学問所建立記録」を作成し、老中の支配に属する大坂町奉行にはたらきかける。竹山は、西町奉行京極高宣の命に応じ「学問所建立記録」などの書類を提出し、安永 9 (1780) 年 12 月に「諸役御免地」の特権を認められる<sup>24)</sup>。

懷徳堂は、あらためて大坂学問所として公許される。竹山は、父斃庵が獲得した「免許」の確認のために 20 年あまり執拗に折衝をくりかえす。その理由の一端は、天明 8 (1788) 11 月に老中首座の松平定信に奉呈した『草茅危言』<sup>25)</sup>の一節から窺い知ることができる。

元來儒トハ學ニテ未タ仕ヘサル人ノ名目ナレハ民間ニアル學者ヲ主トスルナリ (中略)  
多キ中ニハ儒業ヲ專ラトシテ貧ヲ甘シ窮ヲ安ンシ他事ヲ顧ミサルモアリソノ才徳ハ長短大小モアルヘケレ氏其志ノ確ナルハ同シコノ分ハ町在マテカノ行跡ヲモ糺シタル上戸籍ニ儒者トシルシ其所ヨリ申シ出シ次第官ヨリ苗字帯刀ヲ免許アラセラレタシ

竹山は、天明 8 (1788) 年 6 月、来坂した老中首座の松平定信にまねかれ、下問に応じる。『草茅危言』は、定信の求めに応じて提出したものである。「儒」とは、儒学を研鑽しながら諸侯に召し抱えられていない巷間の「学者」をさす。かれらの多くは「儒業」、すなわち儒学教授を専業とし、貧窮にあまんじる。民間の「儒者」のなかでも志操堅固のものは、人別帳には「儒者」と記載し、苗字帯刀をゆるし、武士身分に準じる存在として認知すべきである。

竹山は、大坂に在勤する幕府中枢の人びと、諸藩主、諸藩家臣などと親交をむすぶ。竹山は、幕政改革を主導する定信の下問をうけただけでなく、現実の社会的問題に関する意見書を提出するよう命じられる。いずれも、竹山が幕府公認の大坂学問所の儒者の地位にあった



からである。竹山には、町人社会に埋没する民間の儒者ではなく、ひろく名声を得た儒者、経世済民に関する見識はたかく評価された儒者としての自負心がある。竹山が「民間ニアル学者」の社会的地位について論及することができたのは、大坂学問所の儒者であるからにはかならない。

『草茅危言』は、荻生徂徠の『政談』、春台の『経済録』とならび、近世の三大経世書のひとつである。竹山は、幕府公認の大坂学問所の儒者であるが、幕府から俸禄を得ているわけではない。封建的身分制の再編・強化の任をゆだねられた大坂学問所の儒者が、その枠組みからはずれることはない。竹山は、天明2（1782）年に学主につき、父塾庵が民衆教化の事業を推進するために作りだした懐徳堂の教化システムを運用する。

### Ⅲ. 学問の実相

#### 1) 受講生

懐徳堂は、大坂学問所として、どのような人びとを受け入れ、どのような授業を用意したであろうか。

懐徳堂の儒者、すなわち学主、預り人、助講は、それぞれ儒者として経書の研究にたずさわる。しかし、教学に関しては、一定の枠組みのなかで制約される。その枠組みを提示するのが、儒者と同志が合議によって懐徳堂の教学や運営について申し合わせた事項を明文化した定約、すなわち享保20（1735）年7月の「懐徳堂定約」と宝暦8（1758）年8月の「懐徳堂定約附記」である。いずれも中井塾庵自筆の「学問所建立記録」<sup>26)</sup>の添付資料として収録される。

懐徳堂でまぶ人びとは、3つのグループに分けられる。第1のグループは、懐徳堂創設の中心になった同志と呼ばれる人びとである。かれらは、もともと三宅石庵の門人である。

一同志之輩、講日之外、一月兩度はかり講堂にて會合可致事

但、一會に而書物講習致、一會何と無く寄合、俗談を相止め、翁問答・孝子傳・集義和書等假名書を、且世間之美事物語を致し、書物不案内の人もいさない、心相互に心ありさまをも語り、先覚之教を請てあしきを改め、よきにうつり候様に致候こそ、美實なる工夫と存候（懐徳堂定約）

同志は、「日講」に出席するだけでなく、講釈のある日のほかに、毎月2回、講堂に会合する。同志仲間の学習会である。同志会は、学習結社である。同志会のうち1回は「書物講習」のための同志の仲間うちでの学習会であり、協同学習の場である。もう1回は、同志がそれぞれ中江藤樹の『翁問答』、「孝子傳」、熊沢蕃山の『集義和書』などの「假名書」をもちより、「世間之美事」について語りあう場である。『翁問答』は人倫の道を説く問答体の教訓読み物である。寛文12（1672）年に初版が板行された『集義和書』は、平易な和文体の教訓書

である。「孝子傳」は、鵜庵が「世間之美事」を撰述した『五孝子伝』の稿本を筆写したものである。鵜庵は、のちに『五孝子伝』を板行する。『五孝子伝』は、実際の事件をもとにしたものである。死罪が確定した大坂堀江の居船頭かつらや太郎兵衛の5人の子どもが父親のかわりに罰をうけたいと奉行所に嘆願し、その誠実さがみとめられ、太郎兵衛は大坂三郷払いという軽い罰に減ぜられる。懐徳堂では、以後も「孝」を重要な徳目として掲げ、孝子を探し、顕彰する。それは、大坂奉行所や幕府による孝子顕彰運動に展開する。幕府は、寛政年間に『官刻孝義録』を板行する。諸藩にも孝子顕彰の動きがひろがり、広島藩では、藩儒者の頼春水により『芸備孝義伝』が撰述される。

この寄合は、みずから懐徳堂に足をむけようとはしない町人を懐徳堂へといざない、大坂の町人社会に潜在する学習意欲をほりおこすことを主目的とする。読み書きしかまなんだことがない町人のために、仮名書きの「書物」をつかう。同志は、仮名書きの「書物」に記される「先覚之教」を援用し、参集者に「あしき」をあらため、「よき」にうつるようすすめる。同志の寄合は、伊藤仁斎や東崖に接した懐徳堂の儒者が、仁斎の「学習者同士の学習組織」<sup>27)</sup>に示唆を得て、導入したとも考えられる。ただし、研究を目的としたものではなく、あくまでも日常的な実践道徳について語り合う啓発の場である。

第2のグループは、町人子弟であり、受講生の大多数を占める。幕府の「免許」を得た懐徳堂では、享保11(1726)年10月、初代学主の石庵が講釈をおこない、日講がはじまる<sup>28)</sup>。このとき、石庵は『論語』学而第一について講じる。以後、日講では「四書」、『書経』、『詩経』、『春秋胡伝』、『小学』、『近思録』が講じられる。

「懐徳堂定約」は、「四書五経其外道義の書計講読致し、他の雑事講候義一切無用に候事」として、「四書」・「五経」という儒学古典と「道義の書」だけを教材とし、「他の雑事」を講じることを禁じる。受講生は、「四書」まで講読するのが通例である。「四書」をまなぼうとすれば、最初に入門書として『小学』を学習しなければならない。『小学』を素読できるようになれば、「四書」にすすむ。「初学の者が道徳へと入ってゆくための入門書」<sup>29)</sup>である『大学』から、『論語』、『孟子』、『中庸』にいたる。懐徳堂生は、「五経」(六経)にはすすまない。「道義の書」は、平易な和文体の教訓書をさす。

懐徳堂では、素読をおえ、訓読法を習得したものは、「詩文等」を受講できる。「講釋聴衆」が減少したさいの「人寄」のためでもある。混沌社が結成されるのは、明和2(1765)年のことであるが、すでに大坂の町人のあいだに詩文の愛好者が増加していたことがうかがわれる。「懐徳堂附記」では、希望者は「詩賦文章」や「醫術」を「表向の講談」としてではなく「内証」に受講できる。医書を「會讀」したり、「詩會文會等」をひらくこともできる。正課外の受講生は、たんなる教化の対象ではなく、モチベーションがたかい学習者である。

第3のグループは、「子供」である。「懐徳堂定約」は、「讀書手習其外子供學ひ候事を、親

たる人頼候へハ、其時之學主へ相尋、許容之上教導可致候」と定める。懐徳堂は、町人の子弟だけでなく、さらに年齢の低い層をうけいれ、「子供学ひ候事」、すなわち寺子屋の学習内容、「読み書き算用」をおしえる。「子供」を受け入れるのは、読み書きを習得させ、正規の受講生に育てることもできる。

懐徳堂の儒者が大坂在勤の武士やその子弟のために個人的に教授することもあった。中井竹山は、預り人、学主として、大坂町奉行などの幕府役人、諸大名、諸藩家臣などと接触する機会がおおく、私的にも交友し、子弟の教育をゆだねられることもあった。

## 2) 学問

石庵は、享保11年10月5日、大坂学問所としての開講日、78名の聴講者に『論語』学而第一の冒頭の「学」について語りかける<sup>30)</sup>。

扱學ト云ヘルハ、何ヲ學ブモノゾ、道ヲ學ブコトナリ、何ヲカ道ト云フ、人ノ道ナリ（中略）道ト云フハ人ノ道、學トハソレヲ學ブコトナリ、コノ道ヲ分テ云ヘバ、君臣父子夫婦兄弟朋友ノ五ツノモノガ、各道ニカナフヨリ別ノコトハナイゾ

懐徳堂は、庶民の教化を使命とする。懐徳堂では、講釈が主体である。石庵は、闇斎流の灰汁のつよい語り口調で教化対象である受講生に講じる。受講生は、石庵の講釈に耳をかたむけるだけである。会読のように口をはさむ余地はない。石庵は、読み書きしかできない町人に儒学の精緻な形而上学を講じることはない。

「学」は、「道ヲ學ブコト」である。「学」は、「四書」などの儒学古典をまなぶことだけでなく、「日常生活における礼法」を実践的にまなぶことでもある<sup>31)</sup>。「道」は「人ノ道」、すなわち人として日常的に守るべき5つの道、五倫である。五倫は、経書のなかの観念ではなく、日常生活における実践である。

懐徳堂創設の中心をになった同志と呼ばれる人びとは、幕府の「免許」を得たのちも石庵の日講を聴講する。同志が石庵を師として慕うのは、石庵の五倫道徳の実践に共感するからである。

今橋の学問所、萬年先生の時は、さして學問をさすではなしに、むすこを先あづけて、よい事を少しでも聞す事のみ、又金つかひになりおると、さそく預けて置所也、先生かたく出さず、多葉粉盆のさうじ、茶のきうじ、羽織きせづにつかはれたで、心はつい改まる事じやつた<sup>32)</sup>

石庵は、町人の子弟をあずかっても、「学問」、すなわち「四書」などの古典を読ませることもなく、「よい事」を話し聞かすだけである。蕩尽の習性がついた子弟にたいしては、石庵は外出を禁止し、羽織も着せず、煙草盆を掃除させたり、茶の給仕をさせたりする。無言のうちに町人としての「分際」を子弟にたたきこむ。「人ノ道」を日常的な生活のなかで体得さ

せ、改心するのを待つだけである。

元禄末以降、「朱子学にとつた教訓書」が多くの読者を与える<sup>33)</sup>。益軒十訓で知られる貝原益軒も識字人口が増加した庶民社会に多くの読者を獲得する。益軒は、明暦3(1657)年から寛文4(1664)年まで京都において学究生活をおくり、その間、木下順庵、山崎闇斎などの儒者をたずね、教えを乞い、みずから講席をもうけたこともある。益軒は、「学問」を「訓詁の学」、「記誦の学」、「詞章の学」、「儒者の学」に分類する<sup>34)</sup>。「訓詁の学」は「聖人の書の文義を、くはしくしることをつとめる」学、「記誦の学」は「廣く古今の書をよみ、故事事迹を覚ゆる」学、「詞章の学」は「詩文を作ることを學ぶ」学である。「儒者の学」は、「天地人の道に通じて、身ををさめ人ををさむる道を知る」学問である<sup>35)</sup>。「儒者の學」は、「古のひじりのをしへを學んで、人となれる道をしり、」<sup>36)</sup>、「我が身のあしきをあらためて、よきにつる道」<sup>37)</sup>である。「古のひじりのをしへ」をまなぶためには、教訓書や啓蒙書ではなく、儒学古典をひもとかなければならない。

懷徳堂の「学問」は、益軒のいう「儒者の學」にはかならないが、町人社会には「学問」を厭う風潮がある。

士・農・工・商・醫家それぞれの家業を考へ、教かた可有歟、學者醫者の子ならば讀書を第一と致、農・工・商の子弟たる者ハ手習算術家業入用先務と存候、萬一少年の時より資質すくれ、才智たくましく、修學の後、人の師範とも可成器量相見へ候ハ、其父母へ相談いたし、得心の上ならば、學徳成就致し候様に仕立可申事尤に存候、左様にも無之商賣家督相續可致者ならば、讀書ハ四書小學までにて止させ候而可然候歟、子供の時のならばしにて、何心なく書物好と申者に成、分際にあらざる事を聞覚、成長致し家職を不務、博覧を誇り、不學の人をあなとり、親族之諫を不容、好き生れ付をも失ひ、いつとなく不行跡に相成、親たる物後悔いたし候風俗今時不少候加様之事を見申候而ハ、世俗學問きらひ候も尤と存候、民間學に依らざる基にても可有候歟(懷徳堂定約)

「農・工・商の子弟たる者」は、なによりもまず「手習算術家業入用」を身につけなければならない。将来、「人の師範」になるほどの「器量」があるものは別として、商家の家督を相続するものは、「讀書」は「四書」や『小学』までで十分である。それは、つぎの理由による。子どもに「讀書」の習慣がつけば、「書物好」になり、「分際」、すなわち社会的な身分に不相応の事柄を読みならう。成長すれば、家職をないがしろにし、博学を自慢し、学問のない人を侮蔑する。親族の諫言に耳をかたむけようともせず、生来の品性をうしない、しだいに品行も悪くなり、親も後悔するような風俗がはびこる。町人の「学問きらひ」は、子弟に「学問」をさせれば、「分際にあらざる事」をならいおぼえ、「さかしらの智慧」<sup>38)</sup>をつけ、「商売家督相續」しないのではないかという懸念からうまれたものである。

大坂町人のあいだには、「学問きらひ」の風潮もあったが、「学問」に依拠しなければなら



ない状況が生まれる。町人のあいだに、冒頭にあげたような分限をこえた生活にひたるものがあらわれる。幕府は、町人の行動や思考に危機感をいだき、しばしば儉約令を公布し、奢侈を禁じ、質素節約をうながす。儉約令は、封建的身分制の維持と不可分の関係にある。宝永2（1705）年の淀屋闕所事件は、町人に衝撃をあたえる。享保期（1716～1736）の前後、多くの家訓がさだめられるが、家訓のなかには、「家業之余力を以て学問を励べし」という条項がみられる<sup>39)</sup>。「学問」の主眼は、「身を脩、家を齊ふ」ところにある。『大学』に「修身齐家治国平天下」という儒学における、もっとも基本的な実践倫理が提示される。町人の「学問」は、「治国平天下」ではなく、あくまでも「修身齐家」の実践にある。「修身齐家」は、自己の修養により家の存続と繁栄につとめることである。

懐徳堂は、大坂町人の「学問」への期待を背景として生まれ、幕政改革の一環に組み入れられた民衆教化策を推進する幕府の大坂学問所として公認される。懐徳堂では、儒学古典である「四書」と「道義の書」のふたつの種類の教材がつかわれる。「四書」、すなわち儒学古典を訓読し、「古のひじりのをしへ」をまなぶのが「読書」である。町人が身分不相応の事柄を読みならうとして懸念するのが「読書」である。「道義の書」は、日常的な実践道徳について儒者が撰述し、仮名で記した教訓書である。竹山が年少者むけに「人ノ道」について簡条書きにした『蒙養篇』<sup>40)</sup>も、「道義の書」である。「学問」は「人の人たる道を習ひ覚ゆる事」である。商人の営利活動は「商人の利は士の知行、農の作劬なり」として正当化される。ただし、「非分の高利」をむさぼるのは「利欲」にほかならない。「利欲」は、町人を驕奢にみちびき、「分際」の自覚を麻痺させる。『蒙養篇』は、「士農工商、銘々職分有<sub>レ</sub>之候、平生無<sub>レ</sub>他念<sub>二</sub>、自分之位を可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>守候」という立場から「人ノ道」を論じたものである。「人ノ道」は、封建的身分制社会において、「士農工商」のそれぞれ身分に応じた生活や態度を意味する。

「人の人たる道を習ひ覚ゆる」ためには、儒学古典をひもとき、聖人の教えをまなぶことも必要である。しかし、日常的に「書物」とは縁遠い町人子弟にとって、現実的な「学問」は、仮名で記された「道義の書」を読み、「人ノ道」について講釈を聴くことである。封建的身分制社会においては、「人ノ道」をあゆむための、町人の行動や思考の基準は、「分際」にある。懐徳堂の「学問」の基盤は、「分際」にある。

おわりに

享保期（1716～1736）前後には、大坂町人のなかには家訓をさだめるものがあらわれる。その多くは、「御公儀よりの法度堅く相守り」といった条項をかかげる<sup>41)</sup>。幕府の法令を遵守することが家の存続と繁栄につながるという町人の意識をうつしだしたものである。なかには、「家業之余力を以て学問を励べし」という条項をかかげる家訓もある<sup>42)</sup>。「学問」は、「身

を脩<sup>オサメ</sup>、家<sup>トノ</sup>を齊ふ」ためのものである。「修身齐家」は、身分的帰属意識、すなわち「分際」をわきまえ、家職につとめることである。大坂町人は、「修身齐家」の軌範をもとめ、「学問」の場をもとめる。

懐徳堂は、大坂町人の「学問」への期待を背景として生まれ、民衆教化策を推進する幕府の大坂学問所として公認される。大坂学問所に期待されたのは、「学問」により町人の意識改革をうながし、弛緩しはじめた身分制をたてなおすことである。懐徳堂の「学問」は、「人ノ道」をまなぶことである。「人ノ道」は、「士農工商」のそれぞれ身分相応の生活や思考を意味する。懐徳堂では、儒学古典である「四書」と「道義の書」のふたつの種類の教材がつかわれる。「道義の書」は、日常的な実践道徳について儒者が撰述し、仮名で記した教訓書である。「人ノ道」をまなぶために、儒学古典を訓読し、「古のひじりのをしへ」をまなぶ必要がある。しかし、町人子弟にとって、現実的な「学問」は平易な和文体の「道義の書」を読み、講釈を聴くことである。封建的身分制社会においては、「人ノ道」をあゆむための、町人の行動や思考の基準は、「分際」にある。懐徳堂の「学問」の基盤は、「分際」にある。それは、大坂町人がもとめる「修身齐家」の軌範でもある。

松江城下に生まれた内村鱸香の行実をたずねるあいだに、不知案内の領域にふみいった。松江から大坂へ、大坂から江戸へ。町人の子から篠崎小竹門人へ、梅花社から昌平坂学問所へ。あてどもない旅がつづく。

## 【註】

- 1) 井原西鶴、矢野光和・有働裕・染谷智幸訳注、『日本永代蔵』、講談社、2018年、57頁。
- 2) 久須美祐雋、『浪花の風』、日本随筆大成編輯部編、『日本随筆大成』第3期第5巻、吉川弘文館、1995年、389頁。
- 3) 脇田修、『近世大坂の経済と文化』、人文書院、1994年、194頁。
- 4) 干河岸貫一編、『先哲百家伝』正編、青木嵩山堂、明治43年、136頁。
- 5) 「五井持軒」、西村時彦、『懐徳堂考』、懐徳堂記念会、大正14年、3～9頁。
- 6) 『先哲百家伝』正編、135頁。
- 7) 原念斎(善)・東条琴台(耕)、『先哲叢談』巻之4、松田幸助他、明治13年。
- 8) 『懐徳堂考』、9頁。
- 9) 「五同志列伝」『懐徳堂考』、47～54頁。
- 10) 「壁書」。『懐徳堂内事記』、大阪大学懐徳堂文庫、デジタル画像。
- 11) 湯浅元禎、「文会雑記」巻3之下、日本随筆大成編輯部編、『日本随筆大成』第1期14巻、吉川弘文館、1993年、325～326頁。
- 12) 揖斐高、『江戸幕府と儒学者——林羅山・鶯峰・鳳岡三代の闘い』、中央公論新社、2014年、218頁。
- 13) 室新助書翰、「兼山秘策」、滝本誠一編、『日本経済叢書』第2巻、大鏡閣、大正12年、617頁。
- 14) 「学問所建立記録」、大阪市参事会編刊、『大阪市史』第5巻、明治44年、1077～1092頁)
- 15) 安井小太郎、『日本儒学史』、富山房、昭和14年、82頁。
- 16) 「懐徳堂建立の歴史的意義」、有働賢造、『江戸時代と大阪』、大阪宝文館、昭和17年、7頁。
- 17) 『懐徳堂考』、21頁。

- 18) 脇田修, 『近世大坂の町と人』, 吉川弘文館, 2015年, 232~233頁。
- 19) 小堀一正, 『近世大坂と知識人世界』, 清文堂, 1996年, 38頁。
- 20) 大阪市参事会編刊, 『大阪市史』第5巻, 明治44年, 1083~1087頁。
- 21) 『近世大坂の知識人世界』, 28頁。
- 22) 『近世大坂の経済と文化』, 202頁。
- 23) 同上書, 51頁。
- 24) 同上書, 59頁。
- 25) 「儒者之事」, 中井積善撰, 『草茅危言』巻之二, 出版地不明, 出版者不明, 寛政元年序, 早稲田大学図書館所蔵。
- 26) 大坂大学懐徳堂文庫, デジタル画像。
- 27) 子安宣邦, 『思想史家が読む論語』, 岩波書店, 2010年, 16頁。
- 28) 中井竹山, 『懐徳堂内事記』, 大阪大学懐徳堂文庫。
- 29) 朱熹, 「大学章句」, 金谷治訳注, 『大学・中庸』, 岩波書店, 1998年, 95頁。
- 30) 「官許學問所懐徳堂講義」享保十一年丙午冬十月五日癸亥, 「萬年三宅先生講 論語学而第一」, 懐徳堂記念会編, 『懐徳堂五種』, 松村文海堂, 明治44年。
- 31) 井波律子訳, 『完訳論語』, 岩波書店, 2016年, 2頁。
- 32) 上田秋成, 「胆大小心録」中, 国書刊行会編刊, 『新燕石十種』第5, 大正2年, 297頁。
- 33) 今田洋三, 『江戸の本屋さん』, 昭和52年, 日本放送出版協会, 55~56頁。
- 34) 石川謙校訂, 『大和俗訓』, 岩波書店, 2018年(1938年初刷), 54頁。
- 35) 貝原益軒, 『初学訓』下, 青藜閣, 明治17年, 8~9丁。
- 36) 『大和俗訓』, 53頁。
- 37) 同上書, 58頁。
- 38) 福永光司訳, 『老子』, 筑摩書房, 2013年, 255~258頁。
- 39) 「子孫制詞条目」, 山本眞功, 『家訓集』, 平凡社, 2001年, 260頁。
- 40) 『懐徳堂五種』。
- 41) 「市田家家則」, 山本眞功, 『家訓集』, 平凡社, 2001年, 272頁。
- 42) 「子孫制詞条目」, 同上書, 260頁。

Zusammenfassung

Über den Konfuzianismus für die Stadtbürger in  
der Kaitokudo-Schule in Osaka

MORIKAWA Jun

Im Jahr 1724 etablierten die 5 Kaufleute in Osaka die Kaitokudo Schule, welche im Jahr 1726 durch die Schogunat-Regierung als Lehranstalt für Osaka-Bürger offiziell lizenziert wurde. Die Kaitokudo Schule war die Lehranstalt, welche die klassischen Konfuzianismus Texten und die Lektionsbücher unterrichtete. In dieser Studie möchte ich erklären, welche Rollen die Kaitokudo Schule in der Bürgerstadt Osaka spielte.